

令和6年度 明石市高齢者新型コロナワクチン接種

1 接種対象者(①または②に該当する方)

- ① 満 **65歳以上**の明石市民
- ② 満 **60歳以上 65歳未満**の明石市民で、心臓、じん臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有し、当該疾病単独で身体障害者手帳 1 級相当の方
(身体障害者手帳の写し又は医師の診断書が必要)

2 接種期間

令和6年10月1日～令和7年1月31日

3 接種費用(期間中1回限り)

3,000円 (市民税非課税世帯、生活保護受給世帯は無料)



無料対象確認書類		備考
①	令和6年度 介護保険料決定通知書(1～3段階)	<ul style="list-style-type: none"> ・7月中旬に明石市から緑色の封筒でご自宅に送付された書類 ・令和6年度の介護保険料段階が1～3段階の方に限り有効
②	生活保護受給証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・接種前に担当ケースワーカーへ申込(接種日より3か月以内の発行に限り有効)
③	明石市新型コロナワクチン接種費用にかかる免除決定通知書	<ul style="list-style-type: none"> ・接種日2週間前までに保健予防課(下部問い合わせ先)へ「電話」もしくは「右の二次元バーコード」から申込



4 接種方法

「明石市実施医療機関(裏面)」に**直接予約**(接種当日は健康保険証などの本人確認書類を持参)

※ 市外の医療機関で接種する場合は裏面下部参照

(氏名・生年月日がわかる書類)

【説明書】予防接種を受ける前に読んでください

<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種を受けることができない方 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種を受ける時に医師と相談が必要な方
<ul style="list-style-type: none"> ① 明らかに発熱がある方(通常 37.5℃以上を指します。ただし、37.5℃を下回る場合も平時の体温に鑑みて発熱と判断される場合はこの限りではありません) ② 重篤な急性疾患にかかっている方 ③ 新型コロナワクチンに含まれる成分に対し重度の過敏症(アナフィラキシーや全身性の皮膚・粘膜症状、喘鳴(ぜいめい)、呼吸困難、頻脈、血圧低下等、アナフィラキシーを疑わせる複数の症状)の既往歴のある方 ④ その他、医師により接種が不適当な状態と認めた方 	<ul style="list-style-type: none"> ① 心臓・腎臓・肝臓・血液疾患や発育障害などの基礎疾患がある方 ② 過去にけいれんを起こしたことがある方 ③ 過去に免疫不全の診断を受けた方、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方 ④ 過去に予防接種後2日以内に発熱や全身性発疹などのアレルギーが疑われる症状がでた方 ⑤ 新型コロナワクチンに含まれる成分に対してアレルギーを起こすおそれのある方 ⑥ 抗凝固療法を受けている方、血小板減少症または凝固障害のある方
<ul style="list-style-type: none"> ・接種後の注意点 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の有効性
<ul style="list-style-type: none"> ① 接種後 15分以上(過去にアナフィラキシーを含む重いアレルギー症状を起こしたことがある方などは30分以上)、接種した施設で待ち、体調に異常を感じた場合には、速やかに医師に連絡すること ② 接種当日は激しい運動や過度の飲酒等は控えること ③ 接種当日の入浴は問題ありませんが、注射部位をこすらないこと 	<p>新型コロナワクチンについては、有効性や安全性が確認された上で薬事承認されており、さらに、国内外で実施された研究などにより、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の入院や死亡等の重症化等を予防する重症化予防効果が認められたと報告されています。</p> <p>詳細は各ワクチンの添付文書で確認することができます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の副反応 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種による健康被害救済制度
<p>注射部位の痛み、頭痛、関節・筋肉の痛み、疲労、寒気、発熱等があります。まれに起こる重大な副反応として、ショックやアナフィラキシーがあります。ごくまれであるものの、接種後に心筋炎や心膜炎を疑う事例やギラン・バレー症候群が報告されています。接種後に気になる症状を認めた場合は、接種医あるいはかかりつけ医に相談してください。</p>	<p>定期的予防接種により健康被害(入院相当以上の治療を必要とする程度)が生じた場合、当該予防接種が原因であると厚生労働大臣に認定されると、予防接種法による救済制度が適用され、医療費、医療手当、障害年金、遺族一時金、葬祭料など法律で定められた金額が支給されます。</p> <p>申請に必要な手続きは、住民票がある市町にご相談ください。</p>

〒674-0068 明石市大久保町ゆりのき通1丁目4-7 あかし保健所 4F
明石市 保健予防課(あかし保健所) TEL 918-5668 FAX 918-5584

令和6年度 明石市高齢者新型コロナワクチン接種 明石市実施医療機関

令和6年8月1日時点

明石地区	電話	西明石地区	電話	まえかわ内科クリニック	934-2550
あさぎり病院	912-7575	藤本クリニック	928-9566	中谷整形外科・内科クリニック	934-6100
佐野医院	912-7450	尾松医院	923-6737	神明病院	935-9000
さかねクリニック	919-0377	千頭医院	922-2403	岡医院	935-8888
清水メディカルクリニック	918-3799	藤井クリニック	927-5522	美保・英利内科医院	935-2022
吉田医院	917-3336	ささきクリニック	925-7333	ふじた脳神経内科	946-0050
阿部医院	913-6370	井上外科胃腸科	922-3595	シーサイドクリニック	948-5731
川原内科	912-2060	志岐クリニック	925-2227	おくずみ医院	947-4003
さかい内科・胃腸科	917-5755	杜医院	922-7775	魚住地区	電話
橋本ファミリークリニック	913-7615	やすお脳神経外科クリニック	925-7171	野木病院	947-7211
下村耳鼻咽喉科	918-3033	山本整形外科	925-5001	しばら整形外科スポーツ関節クリニック	947-0808
西山クリニック	911-6652	室谷整形外科クリニック	928-0233	中山クリニック	935-6060
江本内科循環器科医院	919-0626	糖尿病内科むらまえクリニック	915-7102	平野医院	947-0505
にしむらクリニック	911-4959	みつだ整形外科	921-5551	戸田内科・脳神経内科	947-5575
石井病院	918-1655	西明石クリニック	922-5510	平崎内科循環器科クリニック	959-8326
飯村医院	911-3495	榎木医院	923-9589	正井医院	946-3536
朝原クリニック	917-3838	明海病院	922-8800	大国クリニック	948-3900
せいゆうクリニック	912-5151	永本医院	928-3399	みんなのクリニック明石	943-3450
田路医院	918-1258	こうクリニック	940-8603	近藤内科・胃腸科	943-7500
くすだ泌尿器科	912-3730	鍋嶋医院	924-1627	鈴木内科クリニック	942-8811
大西脳神経外科病院附属明石駅前クリニック	911-0024	日下医院	928-3472	明石仁十病院	942-1921
明石市立市民病院	912-2323	織田クリニック	926-6650	明石同仁病院	942-0305
ひかりクリニック	919-0366	ふくやま・すこやかクリニック	924-0500	二見地区	電話
いまふじ内科クリニック	925-7150	関内科医院	928-5993	ひまわり診療所	941-5725
王子回生病院	928-9870	朋クリニック	923-3456	私立二見レディースクリニック	942-1783
日野医院	911-2910	大久保地区	電話	明石回生病院	942-3555
たかしな内科小児科クリニック	918-1136	きひら耳鼻咽喉科	935-8733	繁田医院	942-1004
片平クリニック	919-2353	神明クリニック	938-1717	松田内科クリニック	941-7211
さくらい内科クリニック	924-7111	おか内科循環器科	936-8822	博愛産科婦人科	941-8803
山本内科	922-8121	三幸診療所	937-8460	田中医院	942-1941
そうのクリニック	926-1585	森本クリニック	935-2300		
ふくやま病院	927-1514	きよしクリニック	936-0317		
はら耳鼻咽喉科明石クリニック	921-8733	ゆりのき内科	938-0500		

※やむを得ない事情で実施医療機関が一部変更する場合があります。

明石市実施医療機関以外で接種する場合

神戸市・加古川市・播磨町・稲美町・高砂市内の契約医療機関では、明石市実施医療機関と同じ流れで接種することができます。各市町（神戸市の場合は明石市）との契約医療機関であれば事前の手続きは不要です。

該当の医療機関については、医療機関所在地の市町担当課へお問い合わせください。

☎加古川市 (079-427-9100) ☎播磨町 (079-435-2611) ☎稲美町 (079-492-9138) ☎高砂市 (079-443-3936)

上記以外の市町村（神戸市含む）で接種を希望する場合：明石市保健予防課（078-918-5668）